企業倫理と内部統制システム

Business Ethics and Internal Control System

東洋大学経営力創成研究センター 客員研究員 飫冨 順久

要旨

日本では、金融商品取引法による内部統制報告制度が2008年4月1日以降の事業年度に適用されている。この内部統制報告制度は、財務諸表や決算書あるいは財務報告の信頼性をいかにして確保するか、そのための開示体制が有効に整備、運用されているかが対象になる。一方、会社法では、企業の業務の適正を確保するために必要な体制として、業務全般にわたって内部統制システムを整備することが求められている。内部統制システムは、法的問題より、経営のプロフェッショナルとしての経営者が責任ある経営を組織的、体制的に整備し、身の丈にあう経営活動を行っていくことにある。そうした経営活動の根底には、コンプライアンスを基礎にした企業倫理の確立と実践が関係している。また、制度的な内部統制に特化するより、主体となる経営者の育成と従業員への企業倫理を通じた経営教育を確立していくことが健全な経営活動を目指すうえで不可欠であり、企業競争力の創成へと発展していくための経営の最重要課題の1つである。

キーワード (Keywords): 企業倫理 (Business Ethics)、内部統制システム (Internal Control System)、コンプライアンス (Compliance)、経営者 (Professional Manager)、経営教育 (Management Education)

Abstract

The internal control report system by the financial instruments and exchange act is applied in the business fiscal year after April 1, 2008. Internal control report system is requesting accuracy of financial statements and disclosure regime. Internal control system is seen as a foundation for ensuring a company's credibility. The company law is requesting improvement of the internal control system over the business whole. Internal control system is to conduct responsible business management activities. At the root of the management activities are related to the establishment of compliance and business ethics. An essential thing is in the process where the professional manager properly accomplishes internal control though two laws relate to compliance and business ethics. Therefore, the education of personnel is more important than formulation of internal control systems.

1. はじめに

近年、日本企業の不祥事は跡を絶たずにいる事態がある。不祥事の内容は、有価証券

報告書虚偽記載、粉飾決算、耐震強度偽装、期限切れ原材料使用、食品偽装など多種多様であり、営利・非営利を問わず頻発している。内部統制は、そのような企業社会を揺るがす不祥事問題を契機として、法制化が図られてきたことが背景にある。

日本の内部統制は、会社法および金融商品取引法により法制化され、会社法では、大会社」と委員会設置会社に内部統制システム²に関する基本事項の決議を取締役あるいは取締役会に義務づけている。また、金融商品取引法では、上場会社に財務報告にかかる内部統制について、内部統制報告書の有効性の評価とその結果報告を義務づけている。そのため、対象となる企業は、会社法あるいは金融商品取引法の規定によって、有効な内部統制システムの整備、運用および財務報告にかかる適正性を図っていく必要性がある。

このように内部統制と一口にいっても、会社法と金融商品取引法によって求められる内容が異なっている。そのため、この2つの法律から実際の経営活動にどのような影響があり、どのような内部統制システムを整備、運用し、財務報告の適正性に取り組むべきなのかについて混乱がないわけではない。また、法律を遵守するという意味では、コンプライアンスや企業倫理が関係してくる。こうしたコンプライアンスや企業倫理は、すべての経営活動の土台であり、企業倫理が欠落した内部統制システムでは企業競争力の創成に到らないことは言を俟たない。企業競争力の創成には、経営者がコンプライアンスを基礎にした企業倫理を確立し、内部統制システムを経営活動として行い、長期的視野にたって経営を展開していくことが求められている。

以上のような問題点を基礎にして、本論文では、第一に、経営活動の土台として、コンプライアンスを基礎にした企業倫理の確立について考察し、第二に、法律による内部統制システムの内容と課題を明らかにし、第三に、経営学的視点から経営者が企業倫理を意識した責任ある経営を行っていくことに関し、内部統制システム作りより経営者の職能と従業員への経営教育に重点を置いた経営学的意味を明らかにしたい。

2. 日本企業の不祥事とコンプライアンス

2.1 1960年代後半以降の日本企業の不祥事

近年の企業不祥事を顧みれば、1960年代の不祥事と比べ、はるかに内容が悪質になっている。こうした不祥事企業には、企業規模を問わず、ベンチャー企業、同族企業のほかに過去にも不祥事を起こした企業がある。そのような不祥事を惹き起こす共通点には、企業の行き過ぎた利益第一主義を優先した企業体質そのものに問題があると考えられる。

平田(2008)の論考から、1960年代後半以降の日本企業の不祥事を振り返れば、表1に表すことができる。そこでは、①1960年代後半から第1次石油危機にかけての企業不祥事、②1973年の第1次石油危機後の企業不祥事、③1990年代の企業不祥事、④2000年代初頭の企業不祥事、の4つの年代に分類することができる。1960年代後半では、高度経済成長期に伴う国内の産業開発として、産業公害、環境破壊といった環境に対する不祥事が発生した。こうした経営行動は、意図的に行われたとは言い難い反面、社会全体に及ぼす影響力と反社会的行為とが問われる結果となった。

日本企業の1980年代は、安定成長期により企業業績が良かったことがいえる。ところが、1990年代のバブル経済崩壊後は多くの企業不祥事が顕在化し、1960年代と1990年代

の企業不祥事を比較すると不祥事の内容が違っていることがわかる。とくに1990年代の不祥事は、企業のみならず、銀行、証券会社、省官庁などによる贈収賄、総会屋への利益供与、癒着、損失補填、不正融資、インサイダー取引などといった極めて反社会的な汚職事件が日本経済にインパクトを与えた。こうした企業行動の背景には、企業経営の脆弱さ、企業業績の低迷、経営破綻、経営全体の見直しなどがあり、経営者とコーポレート・ガバナンスの問題を引き起こした。

2000年代初頭には、リコール隠し、集団食中毒事件、牛肉偽装事件、原発のひび割れ隠しなど、どれも身近でなじみ深い企業が不祥事を起こしている。こられの企業不祥事に共通していることは、①内部告発によりはじめて隠蔽工作が発覚して問題になったこと、②その後の対応が不適切であったこと、③多くの経営者が違法行為と知りつつも経営活動を行っていたことなどがあげられる。また、2000年代から新たな意味での企業の社会的責任(CSR)が問われてきている。

このように日本企業の不祥事は、年代によって不祥事の内容が異なるが、一向に消滅する気配がない。そのため、企業は、不祥事への急を要する問題として、コンプライアンス経営をはじめ、コンプライアンス委員会や CSR 室などの関係部署を設置している。だが、企業不祥事がいまだに頻発していることから、経営者の自覚と経営責任の希薄さが指摘できる。経営者は、組織の代表としての経営行動における意思決定を握っており、企業存続のための経営理念を受け継ぐ使命感と責任ある経営を行っていく職能がある。しかしながら、そうした使命感や責任をも脱ぎ捨てたかのように、経営者の経営責任に対する無責任さが跡を絶たないでいる。

年代 おもな内容 原因と結果 1960年代後半か 企業活動の過程で事後的に発生し、結 産業公害、環境破壊、欠陥・有害商 品、誇大広告、不当表示などの企業 果的に反社会的行為になったものが多 ら第1次石油危機 にかけての企業 不祥事 かった。→古い意味の企業の社会的責 不祥事 任および企業倫理が問われる。 投機、買占め、売り惜しみ、便乗値 最初から反社会的行為であることを知 1973年の第1次石 油危機後の企業 上げ、株価操作、脱税、背任、贈収 りながら、意図的に引き起こされたも のが多かった。→古い意味の企業の社 不祥事 賄などの企業不祥事 会的責任および企業倫理が問われる。 価格カルテル、入札談合、贈収賄、 最初から反社会的行為であることを知 1990年代の企業 業務上過失致死、私文書偽造・行 りながら、意図的に引き起こされたも 不祥事 使、不正融資、内部者取引、利益供 のがほとんどだった。→古い意味の企 与、損失補填、粉飾決算などの企業 業の社会的責任、企業倫理およびコー 不祥事 ポレート・ガバナンスが問われる。 2000年代初頭の 集団食中毒、食肉偽装、自動車の苦 最初から反社会的行為であることを知 企業不祥事 情・リコール隠し、原子炉の損傷隠 りながら、意図的に引き起こされたも し・点検記録の改竄、防衛装備品の のがほとんどだった。→新しい企業の 代金水増し請求、有価証券報告書虚 社会的責任、企業倫理およびコーポ 偽記載、粉飾決算、消費期限切れ原 レート・ガバナンスが問われる。 料使用などの企業不祥事

表1 1960年代後半以降の日本企業の不祥事

(出所) 平田(2008)77頁。

2.2 経営活動におけるコンプライアンスの目的

近年、悪質な企業不祥事が頻発し、社会からの信頼を失い、破綻に追い込まれる企業がある。経営者は、経営の原点を見つめ直し、すべての経営活動の土台にコンプライアンスを位置づけ、その根底には企業倫理を確立する必要がある。こうしたコンプライアンスは、マスメディアを通じて一般に法令遵守と訳されている。そのため、コンプライアンスを文字通り法令のみを遵守するリーガルコンプライアンスと解する狭義がある。一方、コンプライアンスには、法令だけでなく、社会良識、社会ルール、社内の規則・規程等も含まれる広義のコンプライアンスがある。

そのようなコンプライアンスの核心について、平田 (2003) は、「社会の公器たるべき企業の存在価値が社会の倫理や価値観と整合しているかどうかが問われる」と論じている (平田, 2003, p.114)。企業は、経済的・社会的組織体であり、企業のもつ公器としての社会性・公益性・公共性を有している。コンプライアンスは、企業の経営活動におけるすべての土台となる考え方である。そのため、経営活動において、コンプライアンスを基礎にした企業倫理の確立と責任ある経営実践が求められているのである。

こうしたコンプライアンスが求められる要因には、企業不祥事が頻発したことは言を 俟たない。とくに昨今の企業不祥事は、最初から反社会的行為であることを知りながら、 きわめて悪質なものが多いことが特徴である。そのような現状から、日本企業によるコ ンプライアンス経営への本格的な取り組みは、1996年12月、現在の日本経済団体連合会 の「経団連企業行動憲章」の改定を機にはじまり、大企業を中心に広まってきた。

このように、コンプライアンスは、企業不祥事への対処として、また、責任ある経営を行っていくために大企業を中心に取り組んできた経緯がある。だが、一向に企業不祥事が跡を絶たないため、社会から企業をみる目が一段と厳しくなり、企業は、こうした社会からの声に応えていく必要性がでてきた。このことは、社会からの期待と要請に対し、利害関係者を意識した経営活動の姿勢が問われていることを意味している。そうした経営活動を行っていくための土台にコンプライアンスを位置づけ、企業不祥事を抑止・防止し、不健全経営から健全経営化を図ることが必要である。したがって、コンプライアンスは、責任ある経営活動を行っていくための土台として、不祥事を抑止・防止していくことが期待されているのである。

3. コンプライアンスを基礎にした企業倫理の確立

3.1 企業倫理の目的とその確立

コンプライアンスの周辺概念として、企業倫理がある。企業倫理に関する定義には、さまざまな考え方がある。例えば、水谷(1994)は、「ビジネス(経営)そのもののエシックス(倫理)であって、企業に限らず、広義のビジネス関連の組織体の経営のあらゆる場面での倫理問題を包含する」として、business ethics を経営倫理としている(水谷、1994、p.1)。一方、中村(1994)は、「企業内における人間行動、ならびに社会における企業行動に関し、厳格な倫理基準に基づく条件の充足を求め、その達成にとって有効なあらゆる具体的措置を積極的に推進しようとする社会的動向」としている(中村、1994)。

また、企業倫理の領域では、①企業倫理は、個人の道徳規範を企業活動や目標にどのように適用するかを研究すること、②倫理は、人間同士の積極的な相互関係が理想的に進められるための規範と規律を下から支えている基盤であること、③企業倫理は、企業・産業・その他の関連活動、制度あるいはやり方、信条に関わる道徳的(倫理的)諸問題の体系的研究であることなどがあげられる。

こうした企業倫理の見解から読みとれることは、①企業倫理は、組織体の構成員に関わる問題であり、それをどのようにして企業活動に結びつけるかということ、②企業倫理は、倫理観に優れた人間に対する人徳と同じように、企業の倫理・道徳に関する企業の徳、社徳であるということが指摘できる。

近年の日本企業の不祥事に対し、利害関係者は厳しい目で経営をみてくることがいえる。そのため、利害関係者を意識した責任ある経営活動を行っていくためには、コンプライアンスを基礎にした企業倫理を確立し、実践していくことが重要である。そのためには、企業は、利害関係者から信頼される社会的存在になり、かつ社会的責任を負っていて、それを果たす使命を忘れてはならないのである。したがって、企業は、利害関係者の存在を考慮した経営活動が急務である。ここに経営活動の土台にコンプライアンスを位置づけ、企業は持続可能な発展を目指した経営が重要になってくるのである。

3.2 企業倫理の課題事項

企業倫理に対する高まりは1970年代の米国にはじまり、1980年代を通じて欧州諸国へと急速に広まった。中村(1998)によれば、米国において、企業倫理の重要性が増したのは1970年代半ばのことであり、1980年代には学術的専門研究、高等教育機関への教育、企業経営における実践へと展開を示すことになる。日本においては、1990年代に企業不祥事が頻発したことにより、ようやく企業倫理の重要性が認識された。ところが、企業倫理の確立に対する具体的な取り組みは試行錯誤の連続であり、社会的規模での体系的な実践の必要性が認識されるには至っていないとの指摘がある(中村,1998,pp.169-170)。

また、中村(1997)は、日本の企業倫理の認識について、その隣接領域との識別の困難に触れ、つぎの4つを指摘している。①企業倫理と経営理念ないし経営哲学との同一視、倫理綱領ないし行動憲章と社是・社訓との同一視、②企業倫理と社会的責任との同一視、企業倫理をもって「企業の社会的貢献」や「善良な企業市民」の概念ないし実践と見なすことであり、③企業倫理の概念を「経済倫理」と同一と見なし、「ゲームの理論」と解することであり、④企業倫理に関する問題が「危機管理」の範疇に含められて取り扱われていることである。

さらに、中村(2001)は、表2のように、企業倫理の課題事項において、関係領域と価値理念との8つの課題事項をあげている。すなわち、①競争関係(公正)、②消費者関係(誠実)、③投資家関係(公平)、④従業員関係(尊厳)、⑤地域社会関係(共生)、⑥政府関係(厳正)、⑦国際関係(協調)、⑧地球環境関係(最小負荷)である。関係領域では、おもに利害関係者との利害調整を考慮にあげている。そのうえで、企業倫理的課題事項の主要項目として、それらの識別に際しての基本的視座をなしていると考えられる

利害関係者の概念を基準として分類し、それらへの対処に際して求められる価値理念を 提示している。このように、組織内に企業倫理がなければ、さまざまな不祥事へと繋が ることを意味している。また、関連するコーポレート・ガバナンスを確立していくため には、コンプライアンスを基礎にした企業倫理の確立が不可欠であることが確認できる。

関係領域	価値理念	課題事項
①競争関係	公正	カルテル、入札談合、取引先制限、市場分割、差別対価、差別
		取扱、不当廉売、知的財産権侵害、贈収賄、不正割戻、など。
②消費者関係	誠実	有害商品、欠陥商品、虚偽・誇大広告、悪徳商法、個人情報漏
		洩、など。
③投資家関係	公平	内部者取引、利益供与、損失保障、損失補填、作為的市場形
		成、相場操縦、粉飾決算、など。
④従業員関係	尊厳	労働災害、職業病、メンタルヘルス障害、過労死、雇用差別
		(国籍・人権・性別・年齢・宗教・障害者・特定疾病患者)、専
		門職倫理障害、プライバシー侵害、セクシャルハラスメント、
		など。
⑤地域社会関係	共生	産業災害(火災・爆発・有害物質漏洩)、産業公害(排気・排
		水・騒音・電波・温熱)、産業廃棄物不当処理、不当工場閉鎖、
		計画倒産、など。
⑥政府関係	厳正	脱稅、贈収賄、不当政治献金、報告義務違反、虚偽報告、検査
		妨害、捜査妨害、など。
⑦国際関係	協調	租税回避、ソーシャルダンピング、不正資金洗浄、多国籍企業
		の問題行動(贈収賄・劣化労働条件・公害防止設備不備・利益
		送還・政治介入・文化破壊)、など。
⑧地球環境関係	最小負荷	環境汚染、自然破壊、など。

表2 企業倫理の課題事項

(出所) 中村(2001)91 頁。

4. 会社法および金融商品取引法による内部統制

4.1 会社法による内部統制システム

会社法は、大会社と委員会設置会社の取締役あるいは執行役の職務執行が法令・定款に適合すること等、会社の業務の適正を確保するための体制(内部統制システム)の構築を義務づけている。具体的には、表3のように、①大会社(上場、未上場を問わず)と委員会設置会社(会社の規模に関わらず)は、内部統制システムの基本事項を取締役または取締役会で決定する義務があること、②取締役または取締役会の決定内容は、事業報告に記載され、監査役あるいは監査委員会の監査を経て、株主などに開示されること、③監査役あるいは監査委員会は、取締役の職務執行の一環としての内部統制システムの整備状況を監査することになる。なお、会計監査人は、事業報告の監査はしない。

このように、会社法では、企業の業務の適正を確保するために必要な体制として、業

務全般にわたって内部統制システムを整備することが求められている。また、内部統制システムの整備は、その企業の規模や経営状況などによって、基本事項の内容が異なってくることがある。内部統制システムは、会社法や関連する法律によって強要されるのではなく、経営者が経営を展開していくための経営者による内部統制が問われているのである。

換言すれば、内部統制システムは、法的問題(法的枠組み)より、経営者が責任ある経営を組織的、体制的に整備し、身の丈にあう経営活動を行っていくことにある。また、会社法によって、経営者の経営責任に対し、株主などからの責任追及の法的根拠が明確になったことは無視することのできない問題である。したがって、内部統制システムの基本事項の決定に直接関係のある取締役は、経営状況を見極め、経営の長期的視点に立って、内部統制システムの整備を行っていくことが必要である。

項目	会社法	金融商品取引法	
対象	大会社と委員会設置会社。	上場会社。	
内部統制の整備	内部統制を明文する規定はない	義務づけていない。	
	が、取締役の善管注意義務の一内	義務づけているのは、内部統制報告	
	容として義務づけている。	書の有効性の評価とその結果報告。	
整備方針の決定	内部統制システに関する基本事項		
	の決議を取締役あるいは取締役会	義務づけていない。	
	に義務づけている。		
有効性の評価	義務づけていない。	財務報告にかかる内部統制について 義務づけている。	
	義務づけているのは、内部統制の		
	整備。		
開示 (外部報告)	事業報告における開示を義務づけ	内部統制報告書を有価証券報告書に	
	ている。	添付するよう義務づけている。	
監査	監査役あるいは監査委員会の監査	内部統制報告書に対し、公認会計士	
	の義務は、取締役の職務執行と事	あるいは監査法人の監査証明を義務	
	業報告である。	づけている。	
罰則	事業報告への不記載、虚偽につい	内部統制報告書の不提出、虚偽記載を対象として規定している。	
	て規定している。内部統制の不整		
	備については規定していない。	で対象にして焼化している。	

表3 会社法および金融商品取引法による内部統制

(出所) 川村(2008)143 頁を加筆、修正して作成。

4.2 金融商品取引法による内部統制

金融商品取引法は、上場会社に対し、財務報告にかかる内部統制の強化を目的とし、 ①確認書制度、②内部統制報告書、③内部統制報告書の監査証明の3つを義務づけている。 具体的に、①確認書制度は、有価証券報告書、四半期報告書、半期報告書の記載内容が 法令にもとづき適正であることを確認した旨の経営者の確認書の提出を義務づけている。 また、四半期報告書は、公認会計士あるいは監査法人の監査対象になっている。

②内部統制報告書は、2009年3月からの決算以降、事業年度ごとに財務報告に関する内部統制(財務に関する情報の適正性を確保するための体制)の有効性を評価する内部統制報告書の提出を義務づけている。上場会社およそ3800社とその連結子会社が対象となる。3月期決算の上場企業の場合は、2008年4月1日以降に開始する事業年度から適用され、内部統制報告書の提出期限は、2009年3月末の状況を2009年6月末までに報告する義務がある。

③内部統制報告書の監査証明は、内部統制報告書に対し、公認会計士あるいは監査法人の監査証明を受けることを義務づけている。このように、金融商品取引法は、2007年9月30日から施行されたことにより、①~③については、2008年4月1日以降に開始する事業年度から適用されている。また、内部統制報告書の不提出、虚偽記載の場合は、罰則規定がある。

こうした内部統制報告制度は、情報開示プロセスにおける財務諸表や決算書あるいは財務報告の信頼性をいかにして確保するか、そのための開示体制が有効に整備、運用されているかが問題である。金融商品取引法が米国のサーベンス・オクスリー法³の一部の条文に類似していることから、「日本版 SOX 法」などといわれるが、日本版 SOX 法といった法律はない。そのような日本版 SOX 法という名称でいわれているのには、69の条文からなるサーベンス・オクスリー法の第302条と第404条の一部が628の条文からなる金融商品取引法の第24条と第193条の規定に類似しているからである。

サーベンス・オクスリー法は、ニューヨーク証券取引所や NASDAQ に上場している 海外の企業をも対象としている。第302条は、経営者に対する年次報告書の開示が適正で ある旨の宣誓書提出の義務があり、第404条では、財務報告にかかわる内部統制の有効性 を評価した内部統制報告書の作成の義務づけ、公認会計士による内部統制監査の義務づ けがある。とくに第404条は、企業が適切な内部統制のフレームワークを選択、実施する ことを求めている。サーベンス・オクスリー法と金融商品取引法では、目的とその内容 に相当程度の差異があり、両法が同種の法律ではないことを指摘しておきたい。

金融商品取引法は、内部統制そのものを強化とした規定ではなく、財務情報と企業内容などの開示の正確性を強化することがねらいである。そのため、内部統制を整備しないことが罰則の適用対象となるのではなく、重要な事項に虚偽の記載を提出した場合や内部統制報告書を提出しないことが罰則の適用対象になっている。金融商品取引法の内部統制は、財務報告の適正性を確保するために必要な体制に限定していることに対し、会社法は業務全般にわたる内部統制システムの整備を対象としている違いがある。

5. 企業倫理と内部統制システム

5.1 企業倫理の視点からみた内部統制システム

会社法および金融商品取引法による内部統制システムは、少なからず企業とその経営者に緊張感を与えている。また、両法の規定によっては、罰則が科せられていることから、経営状況に適用した内部統制システムの整備、運用、監査が求められてくる。しかしながら、内部統制システムの整備は、法律により強要されて受動的に行っていくこと

ではない。このことは同時に、法律を遵守することは企業として当然であるが、法律違反あるいは法律に抵触しないといった法的側面を中心にして、経営者が内部統制システムを行っていくことでもない。

内部統制システムに求められていることは、経営者が経営のプロフェッショナルとしての職能を果たし、責任ある経営を全社的に行うことにある。近年、悪質な企業不祥事が跡を絶たないことによって、金融・資本市場からの信頼が損なわれる事態がある。このことは、さまざまな利害関係者に損害を与え、金融・資本市場の機能を損なうことに繋がりかねない。このような背景から、経営者に対し、経営全般に関する意思決定と監督機能あるいは財務報告の信頼性の確保に関する本来の経営者の役割について、法制度を通じてその自覚と重要性を促す必要性があった。そうしたことから、主として株主や投資家の保護を図るため、会社法ならびに金融商品取引法が施行され、有効な内部統制システムの整備、運用と財務報告にかかる内部統制が求められているのである。

このように、内部統制システムは、経営者の役割や職能を基礎にした自主的な経営活動そのものを意味している。その意味では、経営のプロフェッショナルとしての経営者が責任ある経営を行っていくことに内部統制の真意がある。そのため、制度的な内部統制に特化するのではなく、従業員に対する企業倫理を通じた経営教育に重点を置いた内部統制を形成し、経営実態に相応した内部統制システムを継続的に行っていくことである。このことから、内部統制システムの整備と運用は、健全な経営活動を行っていくことと同様であり、コンプライアンスを基礎にした企業倫理の確立と実践が不可欠であることが指摘できる。

したがって、企業倫理の視点からみた内部統制システムでは、関連するコンプライアンス、内部監査、リスクマネジメントが経営活動の中で有効に機能し、企業倫理を意識した風通しのよい組織作りを醸成し、経営の透明性と健全性を高めていくことが重要である。そのため、組織体の構成員が法令や企業倫理を遵守することを共通の価値観とし、①経営理念と経営方針の明示、②内部統制システムの改善、③従業員への経営教育・自己啓発の3つを経営者が中心となって展開し、コンプライアンス意識の向上を追求していくことが必要である。

5.2 経営活動を通じた内部統制システムの整備と運用

内部統制そのものに関する定義は、法律上で明文化されているわけではなく、内部統制についての規則や基準を定める団体によって定義は異なっている。こうした中、2007年2月15日、金融庁の企業会計審議会は、内部統制の基本的枠組みとして、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について(意見書)」を提示した。

そこでは、内部統制について、①業務の有効性および効率性、②財務報告の信頼性、 ③事業活動に関わる法令等の遵守、④資産の保全の4つの目的を示している。また、この 4つをシステムとして達成していくためには、①統制環境、②リスクの評価と対応、③統 制活動、④情報と伝達、⑤モニタリング、⑥IT への対応の6つの基本的要素をあげている。 このうち、財務報告の信頼性を確保するための内部統制を「財務報告に係る内部統制」 と定義し、意見書では、この有効性について経営者による評価と公認会計士等による監査を実施する際の方法、手続きについての考え方を示している。

しかしながら、こうした内部統制は、4つの目的の達成を絶対的に保証するものではなく、4つの目的が達成されないリスクを一定の水準以下に抑えるという意味での合理的な保証を得ることを目的としている。さらに、内部統制は、組織から独立して構築されるのではなく、組織の業務に組み込まれて構築され、組織内に関わる経営者と従業員によって行われるプロセスに重点が置かれている⁴。

このように、内部統制は、経営者と従業員が業務の中で遂行する一連のプロセスであり、規定や機構を意味するものではない。したがって、内部統制は、一旦構築されればそれで完成ではなく、経営者が激変する経営環境を見据えて、自社の規模や組織に適した内部統制を見直していくことが求められてくる。そのうえで、組織体制を再構築し、経営者が内部統制システムを確認することを定常化することが重要である。

具体的には、経営活動における事前、事後的リスクを抽出し、その対応の重要度をはかり、リスクの未然防止の具体的目標を設定し、実効状況をモニタリングしていく体制を整備することである。また、形式的な管理体制ではなく、常に内部統制システムに対する監査の手法も改善していくことが求められてくる。このように、経営者は、内部統制システムを活かしながら、風通しのよい組織作りや不祥事に対する断固たる姿勢を貫く企業風土を醸成していくことが重要な役割である。

内部統制システムの整備、運用あるいは財務報告にかかる内部統制については、さまざまな利害関係者が関心をもっていることを考慮し、積極的な IR 活動を通じて、経営の透明性と適正な財務報告にかかる開示を行っていくことが求められている。そのため、経営者は、利害関係者から内部統制に関する企業情報が評価されているという認識をもって、利害関係者に向けた経営的努力を行っていくことが経営者として求められている。

6. おわりに

近年、内部統制に関する認識が会社法ならびに金融商品取引法により、企業とその経営者に大きなインパクトを与えたことがいえる。さきの米国でのサーベンス・オクスリー法が施行されていることもあり、日本企業では内部統制システムの整備、運用に対する混乱が散見された。しかしながら、こうした内部統制システムに関する法律は、これまで日本に全くなかったわけではない。法律を遵守することは、企業としては当然たることである。だが、昨今、そうした法律を遵守することから、次第に法律に抵触しなければ何を行っても構わないという風潮を呼んだことがある。コンプライアンスや企業倫理が欠如した企業が金融・資本市場から去っていったことについては言を俟たない。

会社法ならびに金融商品取引法が求めている内部統制には違いがある。だが、企業としては、会社法、金融商品取引法による内部統制を経営活動として行っていくという意味では目的は同じである。内部統制は、法律によって規定されている制度上の対応として行うのではなく、経営活動を展開していくための手段として取り組んでいくことに意義がある。そして、そうした経営活動の中核を担っているのが経営者である。すなわち、

内部統制システムを活かすかどうかは経営者次第である。倫理観なき経営者では、内部 統制システムはもとより、企業の存続にかかわってくる問題であることが指摘できる。

このように、内部統制システムは、経営活動を通じて経営のプロフェッショナルとしての経営者が責任ある経営を行っていくかどうかである。内部統制システムの整備、運用では、コンプライアンスを基礎にした企業倫理の確立と実践が深く関係してくるが、地に足のついた経営活動を展開していくことが重要である。また、内部統制システム作り(組織体制)よりも主体となる経営者の育成と従業員への経営教育の充実をはかりながら、経営活動として内部統制を行っていく必要がある。そのためには、経営のプロフェッショナルな経営者を育成する経営者教育と従業員への経営教育を確立していくことが健全な経営活動の根本であり、ひいては企業競争力の創成へと発展していく経営の最重要課題の1つなのである。

注

1 大会社とは、最終事業年度の貸借対照表を基準に資本金が5億円以上あるいは負債が200億円以上の株式会社を指している(会社法2条6号)。会社法は、大会社のみを規定しており、中会社、小会社の規定はない。

² 内部統制システムとは、「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」を大会社における取締役(会)の職務としている(会社法348条3項4号、362条4項6号、416条1項1号)。なお、会社法には、内部統制という用語はない。

³ 正式名称は、上場企業会計改革および投資家保護法 (Public Company Accounting Reform and Investor Protection Act of 2002) であり、全11章69の条文から構成され、企業会計・財務諸表の信頼性を向上させる目的で、2002年7月30日に成立したアメリカ合衆国の連邦法である。

⁴ 内部統制は、組織内のすべての者により業務のプロセスで遂行される。したがって、経営者、正規従業員のほか、組織において一定の役割を担って業務を遂行する短期、臨時雇用の従業員も内部統制を遂行する者となる。

参考文献

小椋康宏(2008)「マネジメント・プロフェッショナルの理念と育成」日本経営教育学会編『経営教育研究』学文社, Vol.11, No.1, 1-13頁.

飫冨順久(2000)『企業行動の評価と倫理』学文社.

飫冨順久(2007)「経営者の倫理と経営教育」日本経営教育学会編『経営教育の新機軸―経営教育研究10―』学文社, 1-18頁.

飫冨順久編著(2007)『経営学の新展開―経営問題の方向をめぐって―』税務経理協会.

飫冨順久・辛島 睦・小林和子・柴垣和夫・出見世信之・平田光弘(2006)『コーポレート・ガバナンスと CSR』中央経済社.

川村眞一(2008)『内部統制と内部監査』同文舘出版.

小林秀之(2007)『内部統制と取締役の責任』学陽書房.

- 土田義憲(2006)『会社法の内部統制システム―取締役による整備と監査役の監査―』中央経済社.
- 中村瑞穂(1994)「『企業と社会』の理論と企業倫理」『明大商学論叢』明治大学商学研究所,第77巻第1号,103-118頁.
- 中村瑞穂(1997)「企業倫理への接近と日本における意識」『明治大学社会科学研究所紀要』明治大学社会科学研究所,第35巻第2号,189-200頁.
- 中村瑞穂(1998)「企業倫理と日本企業」『明大商学論叢』明治大学商学研究所,第80巻第3·4号,169-181頁.
- 中村瑞穂(2001)「企業倫理実現の条件」『明治大学社会科学研究所紀要』明治大学社会科学研究所, 第39巻第2号,87-99頁.
- 日本取締役協会(2008)『内部統制の責任と現状』税務経理協会.
- 日本内部監査協会・八田進二監訳(2007)『COSO 内部統制ガイダンス』同文舘出版.
- 平田光弘(2003)「コンプライアンス経営とは何か」『経営論集』東洋大学経営学部,第61号,113-127頁.
- 平田光弘(2008)『経営者自己統治論―社会に信頼される企業の形成―』中央経済社.
- 水谷雅一(1994)「経営倫理学の必要性と基本課題」『日本経営倫理学会誌』日本経営倫理学会,第1 号,1-16頁.